

小規模多機能型居宅介護・
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
国府 あおい 利用料金表

令和6年 6月～

A.【介護保険給付対象サービス】（1単位10円）

| 要介護度 | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|-------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 一部負担額 (一ヶ月定額制) | 3,450単位 (3,450円) | 6,972単位 (6,972円) | 10,458単位 (10,458円) | 15,370単位 (15,370円) | 22,359単位 (22,359円) | 24,677単位 (24,677円) | 27,209単位 (27,209円) |

※上記基本利用料金に、デイサービス及びショートステイ送迎、入浴費が含まれます。

| | | |
|--------------|--------------------------------|-------------------|
| 各種加算額（1ヵ月当り） | 初期加算（登録した日から30日以内の期間について1日あたり） | 30単位（30円）／日 |
| | 訪問体制強化加算（要支援：対象外） | 1,000単位（1,000円）／月 |
| | 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） | 1,200単位（1,200円）／月 |
| | 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） | 800単位（800円）／月 |
| | 看護職員配置加算（Ⅱ）（要支援：対象外） | 700単位（700円）／月 |
| | サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | 750単位（700円）／月 |
| | 認知症加算（Ⅱ） 該当者のみ | 890単位（890円）／月 |
| | 認知症加算（Ⅳ） 該当者のみ | 500単位（500円）／月 |
| | 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） | 10単位（10円）／月 |
| | 生活機能向上連携加算（Ⅰ） | 100単位（100円）／月 |
| | 科学的介護推進体制加算 | 40単位（40円）／月 |
| | 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | 介護給付費×14.9% |

訪問体制強化加算

訪問サービスに当たる職員を2名配置し、月間の訪問回数が200回以上であることが条件。（要支援の方は対象外）

総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）

関係者で協力して介護計画の見直しを行っていること。また、ご利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に参加している。地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している。

看護職員配置加算（Ⅱ）

常勤の准看護師を1名以上配置している。（要支援の方は対象外）

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護従業者のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上もしくは勤続年数10年以上介護福祉士25%以上であることが条件。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

介護従業者のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であることが条件。

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催し、必要な安全対策を講じたうえで生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を行っている。見守り機器等のデータを導入している。

認知症加算（Ⅱ）

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲの方「日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の方」以上の認知症状を有する方が対象となります。

認知症加算（Ⅳ）

要介護2であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱの方「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の方」が対象となります。

生活機能向上連携加算（Ⅰ）

リハビリを実施している施設の理学療法士などから助言を受けて、生活機能向上の介護計画を作成して、定期的に見直しをおこなうこと。（訪問のみのサービス利用の方は対象外）

科学的介護推進体制加算

利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他利用者の心身状況に係る情報を厚労省に提出および、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直しをおこなうこと。

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

基本サービス料金に各加算を合計したもの（介護給付費）に、14.9%を掛けた単位数

①キャリアパス（職員の知識技術の向上）への取り組み、②職員の月額賃金改善、③職場環境等改善への取り組み（入職促進、キャリアアップに向けた支援、両立支援・多様な働き方の推進、腰痛を含む心身の健康管理、生産性向上、やりがい・働きがいの醸成）の要件を満たすことで算定される加算です。

B.【介護保険給付対象外サービス】

| | |
|----------|--|
| 宿泊費（1泊） | 1,000円 |
| 共益費（1日） | 100円（通いのみ） |
| 食費 | 朝食：400円 昼食：600円 夕食：600円 おやつ：150円 |
| 移送費（片道） | 市内1,000円 市外1,500円（受診、外出等の際） |
| 現金預かり管理費 | 月1,000円 |
| 衛生用品 | 尿取パット：30円 紙パンツ：100円 紙おむつ：150円 マスク代 自費 おしり拭き 自費 |
| 口座振替手数料 | 税込77円/1ヶ月 常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、茨城県内農業協同組合等 |

※おむつ・衛生用品・医療品・嗜好品（タバコ）などにつきましては、お持込み可能です。